

Business & Law Workshop
デジタル法務専門家養成講座
「クロスボーダーデータ利活用の実践 第1回」

開始まで、しばらくお待ち頂きますようお願い致します



クロスボーダーデータ利活用の実践 第1回

世界の個人データ保護法入門

AsiaWise Digital Consulting & Advocacy

2022年2月9日



0. AsiaWise Digital Consulting & Advocacyの自己紹介





Data-driven Professional Service

データを活用するプロフェッショナル・サービス

AsiaWise Groupは、ボーダーを超えて企業と専門家をつなぐアジア発の専門家集団（Cross-Border Professional Firm from Asia）として2018年、設立されました。それ以来、法律事務所、そしてIPコンサルティングファームとして、クロスボーダー分野において質の高いリーガル・サービスを提供して参りました。そして、2021年にはクロスボーダー分野のタックス、リスク管理分野のプロフェッショナルも加入し、新たな価値を創造しております。この度、かねてからの構想にしたがい、リーガル、IP、タックス、リスク管理等のプロフェッショナルとデジタルが交錯する領域の問題を解決すべく、AsiaWise Digital Consulting & Advocacy株式会社を設立しました。今後、企業のDX化をプロフェッショナルの観点からサポートするとともに、企業の法務部門のテクノロジー導入についてもサポートして参ります。



Visionと課題

- 人々が幸福となれるようなDigital Technologyの実装
 - DX化による世界で戦える日本の復活
 - プロフェッショナルが提供する価値・効率性の最大化
-
- ◆ 外国企業との協働、外国スタートアップへの投資など、企業のDX化も国境を越えて推進されている
 - ◆ Digital Technologyが人々にもたらす可能性のあるリスクは、従来の規制アドバイス型のサービス提供では解決できない。クライアントが求めているのは、ビジネスを前に進めることができるアドバイスである
 - ◆ Digital TechnologyとRegulationが交錯する領域の問題を解決することができる専門家の不足
 - ◆ 伝統的なプロフェッショナル業務のCore Valueは大事にしつつ、新しい世の中への進展に合わせて、実務をアップデートしていかなければならない

プロフェッショナルメンバー



久保光太郎
代表取締役

2001年弁護士登録。2018年AsiaWise法律事務所創業、AsiaWise Group立上げ。2021年AsiaWise Digital Consulting & Advocacy株式会社を設立するとともに代表取締役就任。日本企業のクロスボーダーDX分野でのデータ・情報利活用支援について豊富な経験を有する。



渡邊満久
取締役

2013年都内法律事務所勤務開始。2018年頃から情報法分野の案件を徐々に取り扱うようになり、2019年AsiaWise法律事務所に参加。データプライバシー対応、無形財産に対する権利設計を中心に、アジアを中心に諸外国を跨ぐDXプロジェクトにおけるデータ・情報利活用支援を行う。



田中陽介
取締役

2006年IP業務を開始。2010年より東南アジア・南アジアを拠点とし、クロスボーダーIP業務を開始。2019年AsiaWise Groupに参加。デジタルテクノロジー関連規制の調査、海外スタートアップの動向調査、DXプロジェクトにおけるIP面での支援を行う。



山崎耕平
取締役

2007年より大手会計事務所勤務開始。グローバル企業の国内外の拠点に対する会計・税務・製造データのインテグリティに関連する各種調査、中国を中心としたテクノロジー規制対応、ERPデータを用いたモニタリング設計等のアドバイザリー業務に従事。2021年AsiaWise Groupに参加、DXプロジェクトにおけるGRC領域での支援を行う。



奥啓徳
IPコンサルタント

2000年IP業務開始。2013年よりインド及びシンガポールを拠点とし、クロスボーダーIP業務を開始。日本企業がアジアのスタートアップ企業とともにオープン・イノベーションを行う際（＝クロスボーダー分野でのDX化プロジェクト）、IP視点での支援経験を有する。

会社概要

社名：AsiaWise Digital Consulting & Advocacy株式会社

代表取締役：久保光太郎

取締役：渡邊満久 田中陽介 山崎耕平

設立：2021年1月

住所：〒105-6415 東京都港区虎ノ門1-17-1 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー15階

HP：<https://www.awdigital.consulting/>

AsiaWise Digital Consulting & Advocacy株式会社は、AsiaWise Groupのメンバーファームです。

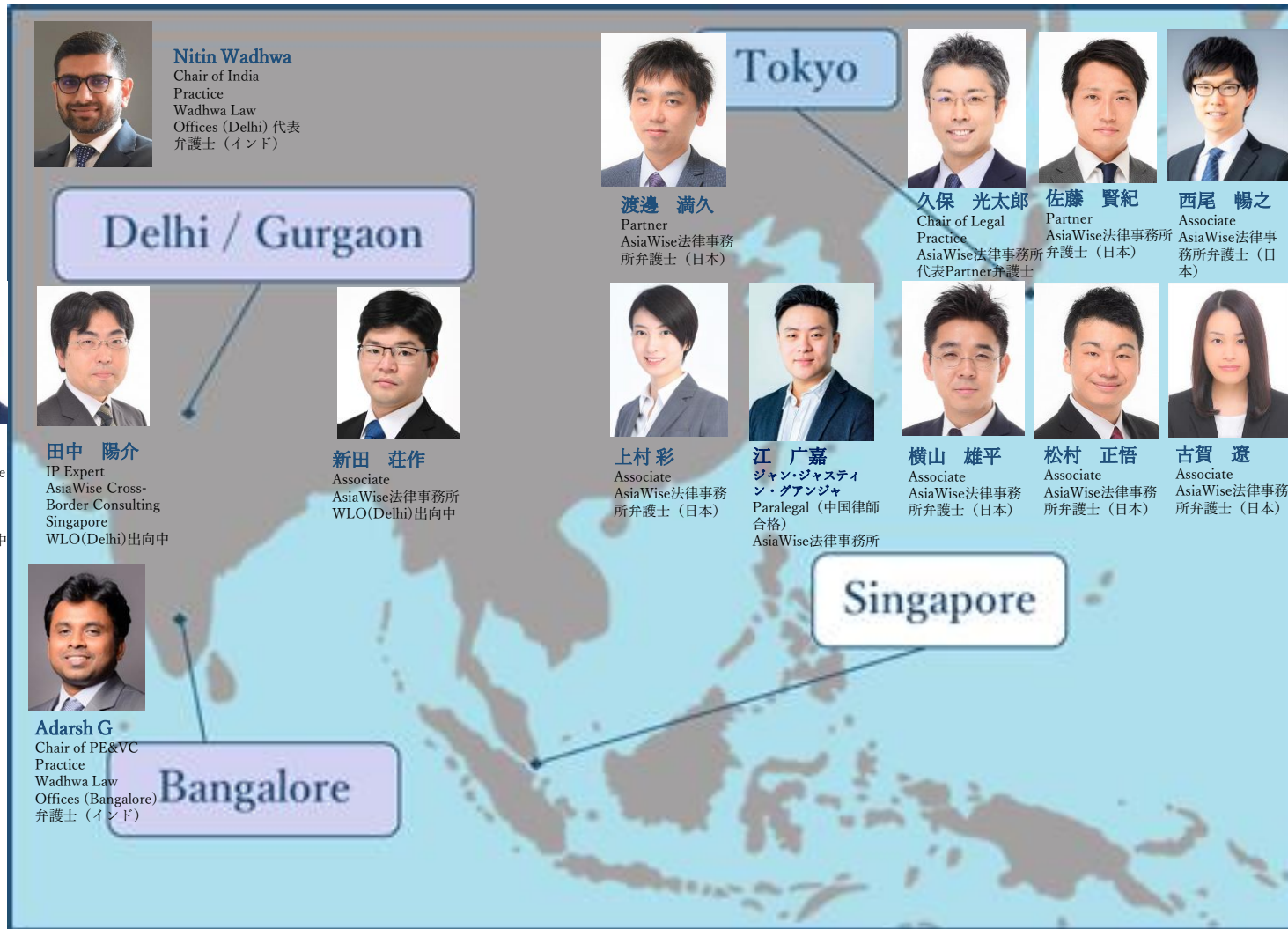
AsiaWise Group及びAsiaWise法律事務所については、下記をご覧ください。

<https://www.asiawise.legal/>

当社及び当社所属のコンサルタントは、弁護士法に定める法律事務は行いません。また、弁護士業務の高度な守秘義務の確保のため、AsiaWise法律事務所の顧客の皆様の秘密情報について、AsiaWise Digital Consulting & Advocacy株式会社に共有することはありません。

AsiaWise Group メンバー

弁護士（日本）、公認会計士（日本）を含む日本人／中国人プロフェッショナル10名強及び弁護士（インド）約30名が、アジア発で世界各国の案件に対応している。



全4回の流れ

第1回 「世界の個人データ保護法入門」

- ・世界の個人データ保護法の基礎を学ぶための基本的な視点と各国共通の重要論点



第2回 「データ利活用から見る個人データ保護法対応」

- ・データ利活用ビジネスの実行の観点から、個人データ保護法がどのように作用するのかの勘所



第3回 「安心・安全・適正な個人データの利活用」

- ・従来型のコンプライアンス発想では足りない点をどのように補って「安心・安全・適正」を目指すか



第4回 「データ利活用推進のための社内ポリシー／社内マテリアルの準備」

- ・社内で事前に準備できるポリシーやマテリアルとしてどのようなものが有り得るのか

1. アイスブレイク



グループ・ディスカッション

事前質問についての検討結果について皆様からの簡単なお報告と意見交換を実施したいと思います。あわせて、簡単に自己紹介もお願いします。

あなたは、日本企業Aの法務部に所属しています。法務部長から、A社が進出している世界各国に存在する個人データ保護法（包括法に限る）について、日本の個人情報保護法との違いに気をつけつつ、満点ではないけど合格点を取れるような概要説明資料を作って欲しいと依頼されました。

どのような大項目で資料を作成したいと考えますか。

また、日本の個人情報保護法に慣れ親しんでいる法務部員には、諸外国法との大きな違いはどこにあると説明するとよいでしょうか？

※これまで諸外国の個人データ保護法に全く触れていない方は、逆に、どういう資料があればご自身にとって役に立つと思うか考えてみて下さい。

当日頂いたご意見

- ① **個人情報とは何か**、プライバシーとはどう違うのか、基礎的な情報提供ができるが良い
- ② 細かな差異を述べるよりも、漏洩時の通知など即違反になるリスクがあるものにフォーカスする。**罰則なども経営陣に響くかも。**
- ③ データライフサイクルに従って整理。チェックリストがあると良い。
- ④ 適用される個人データの範囲、取得などにも言及しつつ、域外移転、データローカライゼーション、当局対応の違いを強調する
- ⑤ 5W1Hで整理。法令の基本理念、個人データの定義、どのように、誰の情報を、いつ、どの程度の期間保存し、対応コスト、旅行者なども含まれるのか、
- ⑥ 処理の際に本人の同意が必要となるところが大きな違い
- ⑦ 法律のことではなく、何ができるのかという点について書く（日本に持ってこれるか、何を持ってこれるのかを具体的に書く）
- ⑧ 何が個人情報か、**同意取得**、利用制限、保管時の義務、**越境移転**、**データローカライゼーション**、漏洩時の対応
- ⑨ 日本法は緩く考えられているので、EUについて説明する
- ⑩ 対象範囲、取得時の義務、域外適用、インシデント発生時の対応

2. 個人データ保護法は何を守るのか



2.1 個人データ保護法はなぜ必要か

- GDPRには何と書いているか？

This Regulation protects fundamental rights and freedoms of natural persons and **in particular their right to the protection of personal data.** (GDPR 1条2項)

The protection of natural persons in relation to the processing of personal data is a fundamental right. Article 8(1) of the Charter of Fundamental Rights of the European Union (the 'Charter') and Article 16(1) of the Treaty on the Functioning of the European Union (TFEU) provide that **everyone has the right to the protection of personal data concerning him or her.** (GDPR 前文(1))

- 日本の個人情報保護法の目的には何と書いているか？

個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2.2 個人データ保護法の隠れた目的

- 人口大国におけるプラットフォーマーの台頭 vs GAFA vs 国家



3. 世界の個人データ保護法の基本骨格



3.1 各国主要な個人データ保護法制

年	国／地域	法令
2012	台湾	個人資料保護法施行
2012	インドネシア	電子システム及び取引の実行に関する政府規則施行
2013	マレーシア	個人データ保護法施行
2014	シンガポール	個人データ保護法施行
2016	ベトナム	サイバー情報保護法施行
2016	インドネシア	電子システムにおける個人データの保護に関する通信情報大臣規則施行
2017	中国	サイバーセキュリティ法施行
2017	フィリピン	データプライバシー法施行
2018	EEA域内	GDPR施行
2018	インド	個人データ保護法審議開始
2019	ベトナム	サイバーセキュリティ法施行
2020	インドネシア	個人データ保護法審議開始
2020	ブラジル	個人データ保護法施行
2020	ベトナム	個人情報保護規則の公表
2021	中国	個人情報保護法施行
2022	タイ	個人データ保護法施行予定

3.2 GDPRをはじめとする諸外国の個人データ保護法

- 各国の個人データ保護法の基本的な構成



3.3 日本の個人情報保護法

- 日本の個人情報保護法の基本的な構成

利用目的の特定と通知

第三者提供

漏洩の報告、その他の義務

仮名加工情報

匿名加工情報

監督機関

地理的適用範囲

罰則

4. 個人データと取扱いの定義



4.1 個人データの定義

日本	生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は、個人識別符号	一般論としては×
国	定義	IP/MAC Address, Location Dataの該当性
EU (GDPR)	識別された自然人又は識別可能な自然人に関する情報を意味する。 識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別される者をいう	○
中国	電子的またはその他の方法により記録された、すでに識別された又は識別可能な自然人に関する情報（但し、匿名化処理を行った情報を除く）	○
シンガポール	個人に関するデータであって（真実か否かは問わない）、そのデータから個人を識別できるもの、又は、そのデータと、取扱者がアクセスし又はアクセス可能性のあるその他のデータとを合わせて個人を識別できるもの	△
マレーシア	商業的取引に関する情報で、データ使用者が持つ情報から又は当該情報と他の情報を合わせて識別又は識別可能なデータ主体に直接又は間接的に関連するもの	○
フィリピン	情報を保持するエンティティが合理的かつ直接確認できる情報、又は他の情報と組み合わせて直接的かつ確実に個人を識別しうる情報	○
タイ	個人に関する情報であって、直接又は間接を問わず、当該個人を識別することのできるデータ	○
インド (PDPB2019)	直接的又は間接的に識別可能な自然人に関するデータ	○

4.2 包括概念としての「取扱い」 (Processing)

例：GDPRにおける「Processing」

‘processing’ means **any operation or set of operations which is performed on personal data or on sets of personal data**, whether or not by automated means, such as collection, recording, organisation, structuring, storage, adaptation or alteration, retrieval, consultation, use, disclosure by transmission, dissemination or otherwise making available, alignment or combination, restriction, erasure or destruction.

「取扱い」とは、自動的な手段によるか否かを問わず、収集、記録、編集、構成、記録保存、修正若しくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布、又は、それら以外に利用可能なものとする事、整列若しくは結合、制限、消去若しくは破壊のような、**個人データ若しくは一群の個人データに実施される業務遂行又は一群の業務遂行**を意味する。

日本法は、取扱いの定義は置いていないが...

5. 通知事項



5.1 ポイント

- 基本的には、同意取得の際にどういう情報提供が必要であるかという視点。同意の対象は、情報提供されていた事項に限られる
- 但し、同意取得とは関係なく、通知事項として義務化されていることが多い
- 国ごとに様々であるので、一般化にはあまり向いていない
- **GDPR**を除いて、実際には、それほど通知事項を細かく定めている例は多くはない

5.1 GDPRの一例

- ✓ 管理者の身元及び連絡先、及び、該当する場合は管理者の代理人の身元及び連絡先
- ✓ 該当する場合は、データ保護オフィサー（DPO）の連絡先
- ✓ 予定されている個人データの取扱いの目的及びその取扱いの法的根拠
- ✓ 個人データを受領する者又はその類型
- ✓ 越境移転が予定されている場合はその事実、十分性認定の存否、適合する保護措置等
- ✓ 個人データが記録保存される期間又はその期間を決定するために用いられる基準
- ✓ データ主体の有する権利
- ✓ 同意撤回権がある旨や監督機関に対する異議申立権がある旨
- ✓ プロファイリングなど自動的な決定が存在する場合にはその旨、及び、その決定に含まれている論理並びに当該取扱いのデータ主体への重要性及びデータ主体に生ずると想定される結果に関する意味のある情報

- GDPRにおいては、データ主体以外からデータを取得する場合、これとは少し違う項目が定められている

6. 越境移転とData Localization



6.1 最重要論点の1つとしての越境移転制限と Data Localization

• 最重要論点の1つとしての越境移転制限と Data Localization

➤ 越境移転規制とは？

収集、発生した個人データを国外に移転する場合に、一定の条件を満たさなければ国外移転を認めないもので、移転という行為に関する規制

個人データの越境移転は、以下の場合などに認められるが、詳細は委員会が策定するルールに従う（タイ法28条、29条）

- 個人データの保護が十分な水準に達している国や地域に対する移転
- データ主体の同意を取得している場合
- 標準契約条項や拘束的企業準則類似の契約が存在する場合、など

➤ Data Localizationとは？

その国で収集、発生したデータを、その国内で保存することを求めるもので、データの保管場所に関する規制

政府によって指定されるクリティカルデータは、必ず、インド国内のサーバー又はデータセンターでのみ取り扱われなければならない（インド 2019年法案33.2条）

6.2 Data Localizationと越境移転制限の例

	Data Localization	越境移転制限（代表的なもの）
GDPR	×	<ul style="list-style-type: none"> 標準契約条項や拘束的企業準則 十分性認定 データ主体の同意
China	<ul style="list-style-type: none"> 重要インフラ施設運営者 重要データ 100万人分以上の個人情報 	<ul style="list-style-type: none"> 標準契約条項等 + データ主体の同意 + 影響評価等
Singapore	×	<ul style="list-style-type: none"> データ移転契約や拘束的企業準則等により、シンガポール法と同程度の義務を移転先に負わせる データ主体の同意 取扱者とデータ主体との契約履行に必要な
India (審議中の法案)	<ul style="list-style-type: none"> センシティブデータの少なくとも1つのコピーを国内保存 クリティカル個人データは、必ず、インド国内でのみ取り扱われなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 標準契約条項又は拘束的企業準則、かつ、データ主体の同意 十分性認定、かつ、データ主体の同意
Indonesia	△	当局との連携
Philippine	×	<ul style="list-style-type: none"> フィリピン法と同程度の保護水準を提供するための契約上その他合理的な手段で監視 データ主体の同意
Malaysia	×	<ul style="list-style-type: none"> 十分性認定 データ主体の同意 契約等によるマレーシア法に反しないような予防措置と注意 データ主体との間の契約の履行に必要な
Vietnam(規則案)	一定の事業を営んでいる場合に、個人データをベトナム国内に保存	<ul style="list-style-type: none"> 契約等による移転先においてベトナムにおけるのと同程度の保護 データ主体の同意
Thailand	×	<ul style="list-style-type: none"> 十分性認定 データ主体の同意 拘束的企業準則（やデータ移転契約） データ主体との間の契約の履行に必要な場合

6.3 ポイント

越境移転制限は、ほぼ全ての国に存在する。

- **データ移転契約**
- **データ主体の同意**
- 十分性認定

が一般的な対応策。

どれで対応するか、或いは組み合わせる必要があるのかを確認

- **Data Localization**は、人口大国や集権的政治体制を敷いている国によく見られる
- まずは、その有無を確認する。
- 細かい要件が定められていることが多く、細目は後で確認

7. データ保護責任者



7.1 ポイント

- 名称は国によって差異があるものの、個人データ保護対応の責任者として、当局との窓口や、データ主体との窓口として連絡先の公表などが求められることが多い
- 設置が義務的となるのは、一定の要件を満たしている場合に限定されていることが多い
- 当該法域に設置が義務付けられているパターンと、推奨にとどまっているパターンがある
- 国外の法令適用対象者については、これとは別に代理人の設置が求められていることがあるので同時に確認

7.2 データ保護責任者の例

	義務となる要件	所在地	代理人
GDPR	<ul style="list-style-type: none"> 取扱いの性質、範囲、又は目的のゆえに、データ主体の定期的かつ系統的な監視を、大規模に要する取扱業務を中心に行う センシティブな個人データ、並びに有罪判決及び犯罪行為と関連する個人データの大規模な取扱いを中心に行う 	EEA域内が推奨される	データ主体のいる加盟国の1つに設置が必要
China	<ul style="list-style-type: none"> 100万人分以上の個人情報を取り扱う 12ヶ月以内に100万人分以上の個人情報を取り扱う予定 10万人分以上のセンシティブ個人情報を取り扱う 	明確でない	必要
India (審議中の法案)	重要データ受託者に該当する場合に必要	インド国内	規定なし

8. 漏洩等の通知



8.1 ポイント

- 漏洩等（国によって範囲が若干異なる）の場合には、**監督機関**や**データ主体**に対して、その旨報告することが法的義務となっている国が増えている
- 報告先及びその要件については、若干バリエーションが存在するので、確認する必要がある
- **時間制限**が厳しくなる傾向にある。GDPRの72時間以内が代表例
- 同時に、救済措置等の必要な対策の策定と実施を求められる
- **今、法的義務でない国も、今後義務になる可能性**が高い

8.2 漏洩等の報告義務の例

	漏洩等	監督機関への通知	データ主体への通知
GDPR	偶発的又は違法な、破壊、喪失、改変、無権限の開示又は無権限のアクセスを導くような、送信、記録保存、又はその他の取扱いがなされる個人データの安全性に対する侵害	不当な遅滞なく、かつ可能な場合は侵害を認識した時から 72時間 以内に通知	データ主体の権利及び自由に対するリスクが発生する可能性がある場合、不当な遅滞なく通知
China	漏洩、改ざん、紛失が発生し、又はその恐れがある場合	直ちに通知	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに通知 但し、講じる措置が、漏洩、改ざん、紛失により発生する危害を有効に回避しうる場合、通知しないことが可能
Singapore	<ul style="list-style-type: none"> 不正なアクセス、収集、使用、開示、複製、修正、又は廃棄 不正なアクセス、収集、使用、開示、複製、修正、又は廃棄が発生する可能性がある状況下の、個人データが保存されている記憶媒体又は装置の紛失 <p>で、データ主体に対して重大な損害をもたらし、又はその可能性があるか、重大な規模又はその可能性がある</p>	調査開始後 3日 以内に通知	適切な方法で影響を受けたデータ主体に通知

9. 域外適用と間接適用



9.1 ポイント

- **ほぼ全ての国において、域外適用**（その法律が制定された国以外の国の主体に対して、法律が直接適用されること）の規定があるので確認する必要がある
- 但し、実は域外適用の規定の解釈は難しい
- 域外適用と似て異なる概念として、間接適用がある

9.2 GDPRの域外適用規定を題材に

EU域内のControllerやProcessorにGDPRが適用されるのは、ほぼ自明

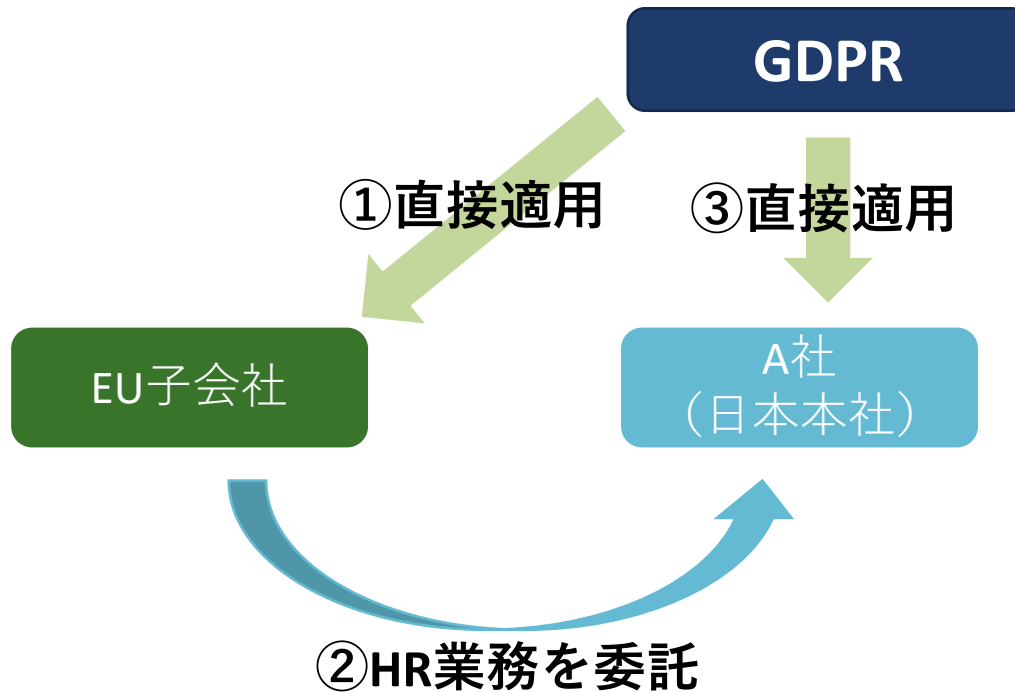
一方、EU域外のControllerやProcessorにGDPRが適用されるかどうかは、実は難問

➤ GDPRが域外適用されるのは、次の場合に限られる

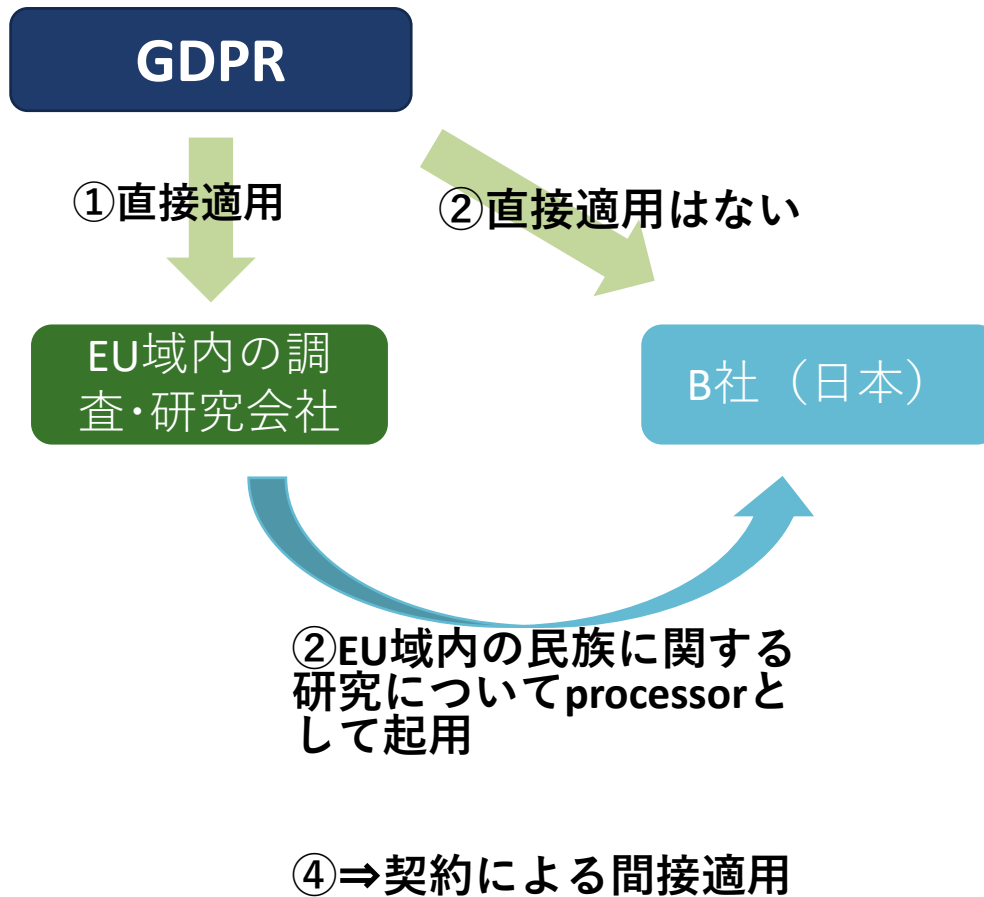
1. This Regulation applies to the processing of personal data **in the context of the activities of an establishment of a controller or a processor in the Union, regardless of whether the processing takes place in the Union or not.**
2. This Regulation applies to the processing of personal data of data subjects who are in the Union **by a controller or processor not established in the Union,** where the processing activities are related to:
 - (a) the **offering of goods or services,** irrespective of whether a payment of the data subject is required, to such data subjects in the Union; or
 - (b) the **monitoring of their behaviour** as far as their behaviour takes place within the Union.

1. 本規則は、その取扱いがEU域内で行われるものであるか否かを問わず、EU域内の管理者又は処理者の拠点の活動の過程における個人データの取扱いに適用される。
2. 本規則は、EU域内に拠点のない管理者又は処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの取扱いであっても、その取扱いが以下と関連する場合は適用される
 - (a) データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供
 - (b) データ主体の行動がEU域内で行われるものである限り、その行動の監視。

9.3 域外適用の具体例



9.4 間接適用の具体例



10. ControllerとProcessor



10.1 管理者（Controller）と処理者（Processor）の概念

・ 近時の最重要前提概念

- 各国個人データ保護法において、適用対象となる主体は、大きく2つに分けられていることが多い
- GDPRを例に説明をする

管理者（Controller）

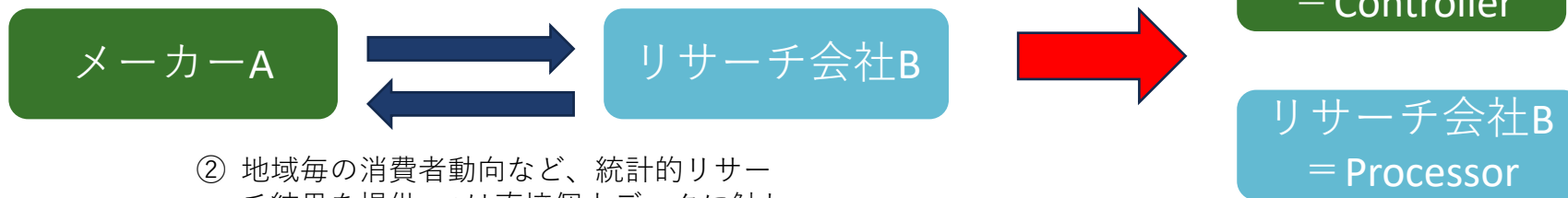
単独又は他の者と共同で、**個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者**

処理者（Processor）

管理者の代わりに個人データを取扱う 自然人若しくは法人、公的機関、部局又はその他の組織を意味する。

➤ 事例

- ① どのようなタイプの消費者が自社製品に興味を持つのかわかりサーチを依頼。どのような情報が欲しいかなど、詳細を指示



- ② 地域毎の消費者動向など、統計的リサーチ結果を提供。Aは直接個人データに触れない

10.2 各国の規定例

- Controller/Processorという分け方が流行ってきている

GDPR	Controller	Processor
タイPDPA	Controller	Processor
インド(PDPB 2019)	Fiduciary	Processor
フィリピンPDPA	Controller	Processor
ブラジルLGPD	Controller	Processor
中国個人情報保護法	個人情報処理者	受託者
シンガポールPDPA	Organisation	Data Intermediary
マレーシアPDPA	User	Processor
ベトナムDPDP案	Processor	Third-Party

10.3 ポイント

- 日本においても、この概念を用いて当事者を整理することは有用
- **各国法の適用対象は、管理者か処理者のどちらか。** 条文の主語や客体がどちらであるのか、意識することが重要
- GDPRを除くと、処理者に直接適用される規定はそれほど多くない。但し、間接適用に注意

11. 最後に



11.1 総括コメント

- ✓ 諸外国の個人データ保護法も、条文をとりあえず見てみるのが理解の近道
- ✓ 法文は、その国の管轄機関において取得できることが多い
- ✓ 法律の構造や条文を見るとき視点は、本日お話ししたとおり
- ✓ むしろ、一度慣れれば、諸外国の個人データ保護法の方が分かりやすい側面も
- ✓ ある国の個人データ保護法について理解すれば、あとは、それとの比較で条文を見ればより理解が早まる
- ✓ 用語の使い方は、同じ用語でも微妙に異なっている場合があるため注意
- ✓ 100%の理解を目指すのではなく、大まかな構成、重要論点を理解すること
- ✓ クロスボーダー法務に共通の事柄であるが、現地弁護士に聞けば解決するとは限らないということ

- 本日より上げていない項目で、注意した方がよいテーマ
 - ✓ センシティブ個人データ
 - ✓ データ保護影響評価
 - ✓ 匿名化、仮名化の扱い
 - ✓ プロファイリング制限